

令和6年10月1日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

産業労働常任委員会報告資料

産業労働局

目 次

	ページ
I 収入証紙の利用終了について	1
II 国際ビジネス振興の取組	3
III 「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例」の見直し	11
IV 労働力不足への対応	12
V 神奈川県立かながわ労働プラザの指定管理者の募集	16
VI 神奈川県職業能力開発計画の取組	22

I 収入証紙の利用終了について

1 概要

くらしと行政のデジタル化を推進するため、収入証紙により収納している手数料及び使用料（以下「手数料等」という）について、キャッシュレス化を進め、収入証紙制度を廃止する。

収入証紙については、キャッシュレス化などの体制が整う手数料等から順次利用を終了し、最終的に令和7年9月末までに販売を終え（収入証紙制度の廃止）、利用についても令和8年3月末に終了する。

2 収入証紙の利用を終了する手数料等

(1) 全庁

令和7年3月末	505 手数料(運転免許関係手数料など) ※運転免許センターに限り運転免許関係手数料などの支払いについて、令和7年7月末まで収入証紙の利用を継続する
令和7年9月末	49 手数料等(一般旅券発給手数料など) 収入証紙の販売終了(収入証紙制度の廃止)
令和8年3月末	全ての収入証紙の利用終了(経過措置期間)

(2) 産業労働局

令和7年3月末	15 手数料(小売市場許可申請手数料など)
---------	-----------------------

3 収入証紙廃止後の主な支払方法

- 電子申請時の電子納付
クレジットカード、スマホ決済、Pay-easy(ペイジー)によるインターネットバンキングなど
- 申請窓口でのキャッシュレス決済
クレジットカード、電子マネー、スマホ決済

- キャッシュレス決済以外の対応
金融機関、コンビニエンスストア、一部のドラッグストアやスーパーの店舗等での納付書（現金）払い

4 周知

- 申請を行う県民・事業者に対しては、収入証紙の利用期限、新たな支払方法等について県の広報媒体や、申請手続きに係る事業者団体などを通じて、周知する。
- 収入証紙販売者に対しては、販売終了時期、残った収入証紙の取扱い等の説明を行う。

5 収入証紙の利用終了に伴う条例改正等の内容

- 令和7年3月末をもって収入証紙の利用を終了する手数料については、「収入証紙に関する条例」の一部を改正する必要があり、同条例別表において収入証紙により徴収するとされている手数料から削除する。
なお、運転免許センターに限り運転免許に係る手数料の支払いについては、令和7年7月末まで収入証紙の利用を継続する経過措置を設ける。
- 令和7年9月末には収入証紙の販売を終え、収入証紙制度を廃止するため、廃止条例案を提出する。
- 申請者が既に購入した収入証紙については、経過措置として令和8年3月末まで利用を可能とする。
- 未使用の収入証紙については、令和12年9月末まで還付を可能とする。

6 今後の予定

令和6年11月：「収入証紙に関する条例」の一部改正議案を提出（令和7年4月1日施行）

令和7年2月：「収入証紙に関する条例を廃止する条例」の議案を提出（令和7年10月1日施行）

<別添参考資料>

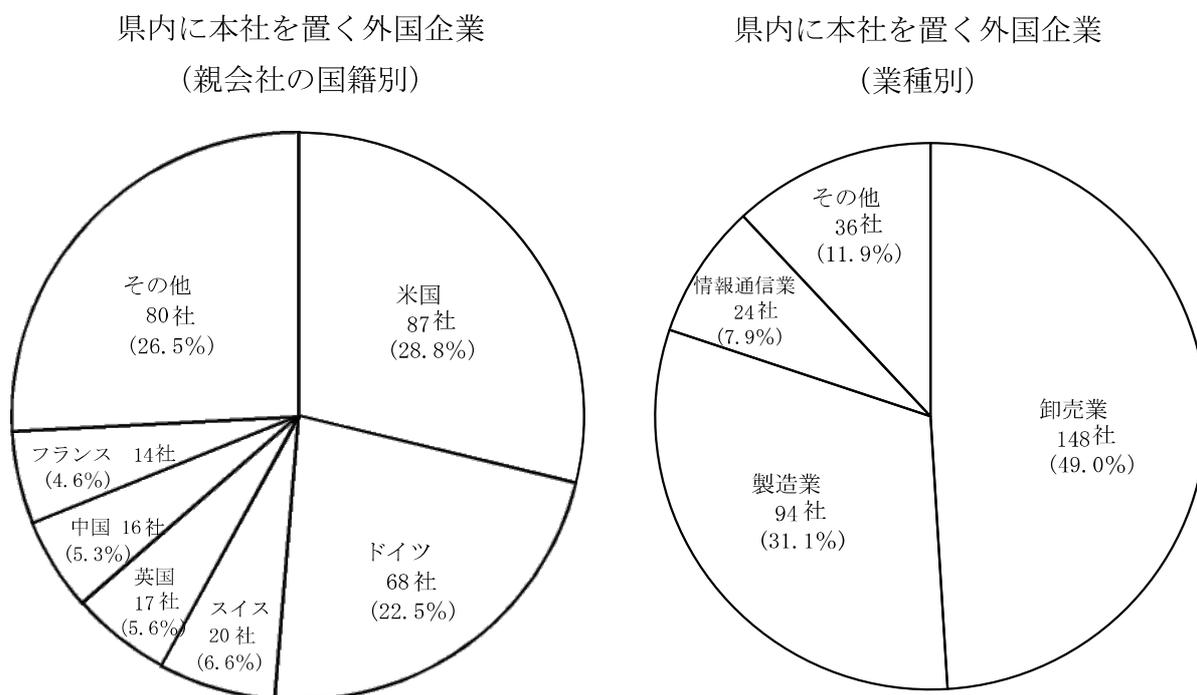
参考資料① 収入証紙の利用を終了する時期別手数料等一覧

II 国際ビジネス振興の取組

1 外国企業の誘致

(1) 県内に本社を置く外国企業

民間の調査（2024年）によると、県内に本社を置く外国企業は302社で、親会社の国籍別では、米国が87社（28.8%）、ドイツが68社（22.5%）となっており、業種別では、卸売業が148社（49.0%）、製造業が94社（31.1%）となっている。



出典：東洋経済新報社「外資系企業総覧 2024年版」

(2) 県の支援により誘致した外国企業 (件)

地域	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (8月31日現在)
アジア	5	7	3
北米	5	3	0
欧州・その他	3	2	1
合計	13	12	4

(3) 主な取組の実施状況

ア かながわビジネスサポートセンター（IBSCかながわ）の運営
県内に初めて拠点を設置する外国企業等が、拠点立上げの際に利用できる無料スタートアップオフィスの提供をはじめ、対日投資アドバイザーによるビジネス立上げの各種サポートを提供している。

- ・ 部屋数：4 部屋
- ・ 令和6年度利用状況：延べ2社（8月31日現在）

イ 外国企業向けレンタルオフィスの運営
外国企業誘致促進のため、産業貿易センタービル内にレンタルオフィスを整備し、外国企業に賃貸している。

- ・ 部屋数：6 部屋
- ・ 令和6年度利用状況：延べ6社（8月31日現在）

ウ 外国企業立上げ支援補助金
外国企業の立上げを支援するため、専門家によるコンサルティングや会社設立手続き等に係る費用の一部を補助している。

- ・ 対象分野：未病関連産業、ロボット関連産業、脱炭素関連産業、観光関連産業、先端素材関連産業、先端医療関連産業、IT／エレクトロニクス関連産業、輸送用機械器具関連産業、地域振興型産業（横須賀三浦地域及び県西地域のみ）
- ・ 補助額：拠点設立時の経費の2分の1（上限200万円）
- ・ 令和6年度交付決定件数：1件（9月6日現在）

エ 海外駐在員による企業誘致活動
企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」により海外から企業を本県に呼び込むため、海外駐在員が現地で誘致活動を行っている。

- ・ 令和6年度誘致活動件数：108件（8月31日現在）

オ 独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）と連携した取組
海外55か国に75の事務所を有するジェトロと連携することで、ジェトロの海外事務所が発掘した対日投資有望企業のうち、本県進出に関心がある企業の情報提供を受け、ジェトロ本部やジェトロ横浜貿易情報センターと協力して誘致に取り組んでいる。

カ 海外での外国企業誘致セミナー

外国企業の誘致を目的として、海外において本県の投資環境や支援施策をPRする「神奈川投資セミナー」を開催している。

- ・開催日：令和6年11月13日（予定）
- ・場 所：ベトナム・ホーチミン

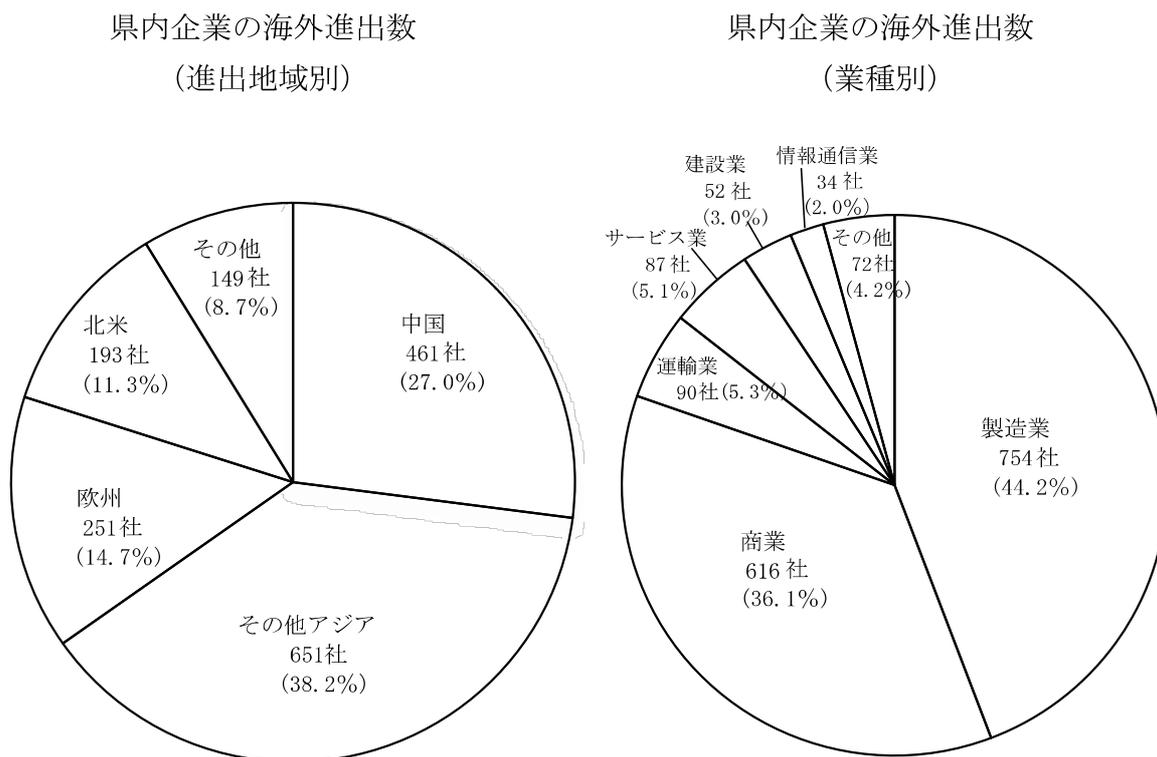
キ 外国企業の定着支援

県内進出後の外国企業を支援するため、県の企業支援の取組や、県内外資系企業の事例紹介など、進出後も必要な情報を提供する「外資系企業サポートセミナー」を開催している。

2 県内中小企業の海外展開支援

(1) 県内企業の海外進出状況

民間の調査（2024年）によると、海外に進出している県内企業は1,705社で、進出地域別では、中国が461社（27.0%）、その他アジア地域が651社（38.2%）とアジア地域で全体の65.2%を占めており、業種別では、製造業が754社（44.2%）、商業が616社（36.1%）となっている。



出典：東洋経済新報社「海外進出企業総覧 2024年版」

(2) 海外展開を希望する県内企業への個別支援件数 (件)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (8月31日現在)
経済動向等に係る情報提供	277	403	207
海外展示会への出展支援	137	135	100
現地企業の紹介等	136	125	43
工業団地の視察アレンジ等	47	75	15
合計	597	738	365

(3) 主な取組の実施状況

ア 海外の経済動向等に関するセミナーの開催

(ア) 「インドビジネスセミナー」

県内中小企業のインドへの事業展開を支援するため、インドの最新の投資環境や経済動向を紹介するセミナーを在日インド大使館と連携し、開催した。

- ・開催日：令和6年6月7日
- ・場 所：産業貿易センタービル
- ・参加者：125名

(イ) 「食品輸出入門セミナー」

海外向けに食品の輸出を目指す県内中小企業を対象に、輸出のノウハウや海外市場の動向などを紹介するセミナーを開催した。

- ・開催日：令和6年8月23日
- ・場 所：オンライン開催
- ・参加者：86名

(ウ) 「ベトナム経済フォーラム」

県内中小企業のベトナムへの事業展開を支援するため、ベトナムの最新の投資環境や経済動向を紹介するフォーラムを在日ベトナム大使館と連携し、開催した。

- ・開催日：令和6年9月6日
- ・場 所：横浜ベイホテル東急
- ・参加者：180名

(エ) 民間金融機関等との連携によるセミナー

(株)横浜銀行、東京海上日動火災保険(株)等との連携協定を活用し、海外展開に必要な情報を提供するセミナーを開催している。

イ 海外展示会等での共同出展支援

海外の展示会等において、複数の県内中小企業による「神奈川ブース」を設置し、現地での販路開拓等を支援している。

(ア) 「F B C 上海2024 in NEPCON電子工業展」

- ・開催日：令和6年4月24日から26日まで
- ・場 所：中国・上海
- ・参加企業：5社

(イ) 「大連国際工業博覧会」

- ・開催日：令和6年5月15日から18日まで
- ・場 所：中国・大連

- ・参加企業：4社
- (ウ)「NY NOW Summer 2024」
 - ・開催日：令和6年8月4日から7日まで
 - ・場 所：米国・ニューヨーク
 - ・参加企業：7社
- (エ)「FBCアセアン2024ものづくり商談会」
 - ・開催日：令和6年9月18日から20日まで
 - ・場 所：ベトナム・ハノイ
 - ・参加企業：4社
- (オ)「大連日本商品展覧会」
 - ・開催日：令和6年9月26日から28日まで
 - ・場 所：中国・大連
 - ・参加企業：5社
- (カ) 海外展示会への出展等助成

(公財)神奈川産業振興センターを通じて、海外展示会の出展料及びPR動画の作成費等に対して助成を行っている。

 - ・令和6年度交付決定件数：18件（8月31日現在）
 - （アジア8社、北米5社、欧州等2社、PR動画作成3社）

ウ 現地企業との商談会等の開催

現地企業との商談会等を開催し、県内中小企業の海外販路開拓等を支援している。

- (ア) 中国における工芸品販路開拓支援

工芸品等を製造・販売している県内中小企業を対象として、現地でのテスト販売及びバイヤーとの商談マッチングを行った。

 - ・開催日：令和6年8月19日から9月23日まで
 - ・場 所：中国・上海
 - ・参加企業：5社
- (イ)「タイ・ビジネス商談会」

(株)横浜銀行等との連携協定を活用し、タイで事業展開を図る県内中小企業と現地企業との商談会を開催した。

 - ・開催日：令和6年9月13日
 - ・場 所：タイ・バンコク
 - ・参加企業：3社
- (ウ)「食品輸出商談会 in 神奈川」

海外への販路を持つ食品輸出商社や海外の食品バイヤーと、県内

中小企業との商談会を開催する。

- ・開催日：令和6年10月3日（予定）
- ・場 所：産業貿易センタービル

(エ) 「食品輸出商談会 in ハノイ」

ベトナムの食品バイヤーと県内中小企業との商談会及びテスト販売を実施する。

- ・開催日：令和6年11月15日（予定）
- ・場 所：ベトナム・ハノイ

エ 「神奈川インダストリアルパーク事業」の実施

県内中小企業の進出ニーズが高いベトナムにおいて、4つの工業団地と連携し、進出の準備段階から操業後まで総合的にサポートする「神奈川インダストリアルパーク事業」を実施している。

(ア) 連携する工業団地

- a 第二タンロン工業団地（フンイエン省）
- b ドンバンⅢ工業団地（ハナム省）
- c フォーノイA工業団地内
イデインターナショナル第1、3レンタル工場（フンイエン省）
- d タンキム工業団地及びタンキム拡張工業団地内
K I Z U N A レンタルサービス工場（ロンアン省）

(イ) 進出企業の状況（平成27年度からの累計）

進出企業：12社

オ 神奈川県企業会

既に海外に進出している県内中小企業を対象として、現地での事業展開を支援するため、海外4か所（ベトナム・ハノイ、ホーチミン、タイ・バンコク、中国・大連）でビジネスセミナーや企業視察、企業交流会などを実施している。

3 海外駐在員等の派遣

(1) 海外駐在員等の派遣場所

- ア シンガポール（東南アジア事務所）
- イ 米国・ニューヨーク（北米事務所）
- ウ 中国・大連（大連・神奈川経済貿易事務所）

※ 設置運営は(公財)神奈川産業振興センター

エ タイ・バンコク

※ 横浜銀行バンコク駐在員事務所への研修派遣（海外展開支援が主な業務）

(2) 主な業務

ア 外国企業誘致プロモーション活動

現地での対日投資案件の発掘及び個別企業訪問等を通じ、外国企業の本県誘致を促進

イ 県内中小企業の海外展開支援

海外展示会や商談会での現地支援等を通じ、県内中小企業の販路拡大及び直接進出を支援

ウ 現地ビジネス情報の収集及び提供

エ その他本県の海外関連事業に関する連絡調整 等

Ⅲ 「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例」の見直し

平成 21 年 4 月 1 日に施行し、平成 27 年 10 月 20 日に一部改正・施行した「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例」については、その附則において「知事は、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と定められていることから、条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づき見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

条例の見直しの結果

条例名	見直し結果
神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

(参考)

条例名	神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例	
条例番号	平成 20 年神奈川県条例第 46 号	
条例の概要	中小企業の振興について、基本理念を定め、並びに県、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者、大学等及び県民の責務を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めている。	
見直し結果	必要性	中小企業の振興は、国や市町村との役割分担を図りつつ、県として取り組むべき重要な課題であり、本条例により、県が計画的に施策の推進に取り組むことに加えて、中小企業者、中小企業に関する団体、市町村など様々な主体が、相互に連携・協働するよう推進することで、小規模企業の事業の持続的な発展をはじめとする中小企業活性化の取組の効果がより高まるものであり、本条例は、現在においても必要である。
	有効性	中小企業の振興に関する施策が、総合的かつ計画的に推進されており、本条例は有効である。特に、小規模企業が地域住民の生活の向上並びに地域における経済の安定及び発展に寄与する重要な意義を有する存在であることに鑑み、その活力が最大限に発揮され、その事業の持続的な発展が図られるよう配慮している。
	効率性	本条例では、県民、中小企業者その他の関係者や、学識経験者等によって構成される「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会」の意見を聴いた上で「中小企業・小規模企業活性化推進計画」を定め、施策の実施状況を検証し、その結果を施策に反映させることとしており、中小企業の振興に関する施策が、効果的・効率的に推進される内容となっている。
	基本方針適合性	本条例に基づく施策は、「新かながわグランドデザイン 実施計画」のプロジェクト 6 「経済・労働」の施策体系に適合している。
	適法性	本条例は、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法の基本理念に則り、法に定められた地方公共団体の責務として施策を策定し、実施するために定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。
	結論	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では、改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

IV 労働力不足への対応

我が国の就業者数は、女性や高齢者の就業率の上昇を受けて 1990 年代後半の水準を維持してきたが、生産年齢人口の減少が続く中、医療・福祉分野をはじめ、様々な業種において人手不足の課題が顕在化している。

本県においても、生産年齢人口の減少が長期的に続くことが予測されており、労働力不足の深刻化への対応が求められている。

1 労働力不足の状況について

(1) 県内人口の将来推計

本県の 15 歳～64 歳の生産年齢人口は、2020 年から 2040 年にかけて、約 76.5 万人減少すると予測されている。

(単位：万人)

年	年少人口 (0～14 歳)	生産年齢人口 (15～64 歳)	老年人口 (65 歳以上)	合計
2020	108.6	579.0	236.1	923.7
2025	99.4	576.7	244.8	921.0
2030	91.3	565.2	257.3	913.8
2035	87.6	538.7	273.8	900.0
2040	87.5	502.5	293.9	884.0

【出典】県「神奈川県内の総人口の将来推計」

(2) 労働力の不足状況と見通し（県内）

産業労働局の推計では、2023 年時点で約 8.2 万人の労働力が不足している状況である。また、民間調査では、2040 年に 69.51 万人の労働力が不足すると予測されている。

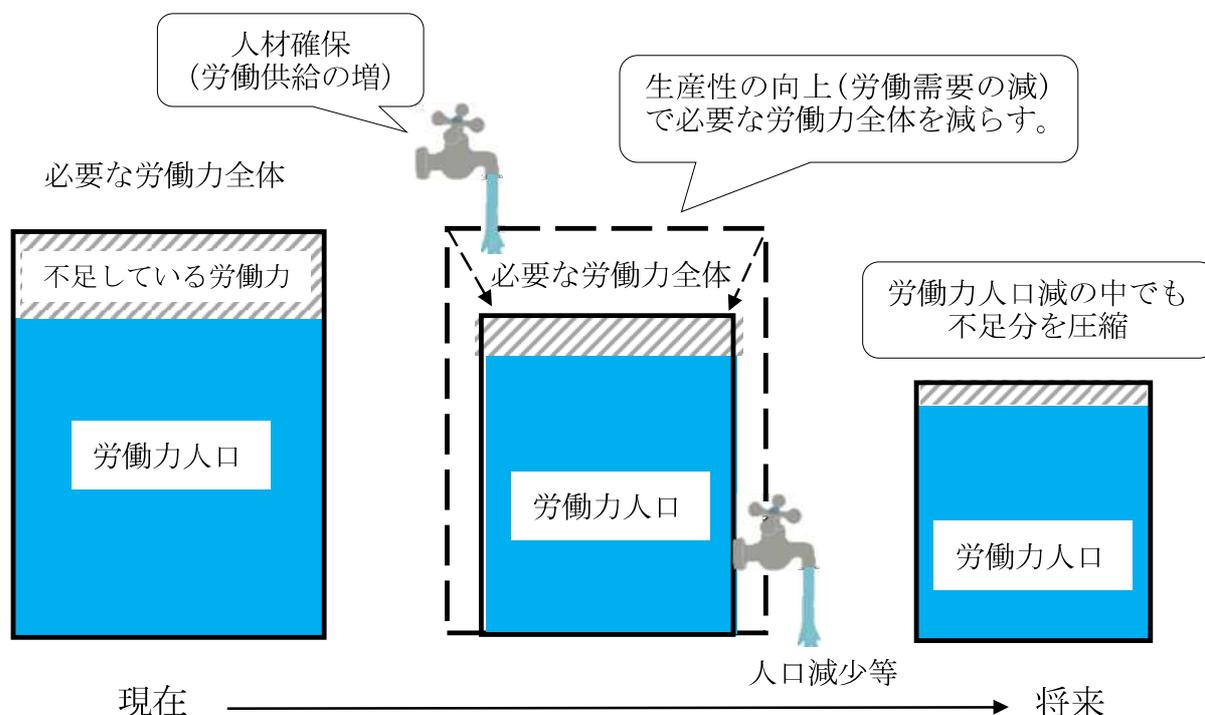
2023 年 (県の推計)	2030 年 (民間予測)	2040 年 (民間予測)
8.2 万人	12.17 万人	69.51 万人

【出典】2023 年：厚生労働省「令和 5 年雇用動向調査」における県の常用労働者数と南関東の欠員率を掛けた推計値

2030 年、2040 年：リクルートワークス研究所「未来予測 2040」

2 労働力不足の改善の方向性について

今後、労働力人口が減っていく中においては、人材確保の取組（労働供給の増）だけではなく、生産性の向上の取組（労働需要の減）も重要であり、この両面で進めていく必要がある。



3 産業労働局の主な取組について

(1) 人材確保

ア 多様な労働力の活用

- ・ 就労支援施設における、若年者、中高年齢者及び女性を対象としたキャリアカウンセリングや、各種セミナー等を通じた就職支援、定着支援
- ・ 外国人労働者が働きやすい職場環境の整備に取り組む中小企業等に対し、奨励金を交付
- ・ 中小企業等で働く外国人労働者を受講者とする日本語講座を実施
- ・ 障がい者の雇用と職場定着を促進するため、中小企業の個別訪問や出前講座等を実施
- ・ 企業における障がい者のテレワーク雇用を伴走支援するとともに、障がい特性に合わせたコミュニケーションツールの導入に対して補助

イ 不本意な離職の防止・ミスマッチの解消

- ・ 仕事と育児や介護等を両立できる職場環境の整備や、男性の育児休業取得促進に取り組む中小企業等に対し、奨励金を交付
- ・ 柔軟で多様な働き方ができる職場環境の整備の支援（アドバイザー、セミナー等）
- ・ 人手不足業種を対象に、企業向けセミナー、求職者向けセミナー、面接会をワンパッケージで開催

(2) 生産性の向上

ア デジタル技術等の活用や機械化・自動化の支援

- ・ 中小企業者等による生産性の向上や業務プロセスの改善、人手不足の解消に資する設備の導入等に係る費用を補助
- ・ 人手不足が深刻化する小規模事業者の生産性向上を図るため、デジタル化に向けたシステム導入等に対して補助
- ・ 企業内の業務効率化やDXを推進するため、従業員のスキルに合わせた学習カリキュラムを策定し、中小企業のリスキリングを支援

イ 生活支援ロボットの活用の促進

- ・ ロボット実装促進センターにおいて、施設とロボットのマッチング及び実装をワンストップで支援
- ・ ロボット企業や地域の住民等が利用できる交流拠点を設置し、企業向け商談会を開催するとともに、住民向けにロボットの体験機会を提供

ウ 生産性向上に必要な金融支援

- ・ 中小企業制度融資及び小規模企業者等設備貸与事業を通して、中小企業者等が設備の導入などにより生産性向上を図るための資金調達等を支援

※ なお、人材確保、生産性の向上については、他局においても医療、介護、農林水産業、建設、宿泊等の産業分野において、それぞれ個別の取組を進めている。

4 前回の産業労働常任委員会以降の取組

- ・ 令和6年7月に、副知事を筆頭とする庁内の局長級会議において、労働力不足の現状や今後の改善の方向性について共有
- ・ 7月中旬から8月上旬にかけて、各局等で把握している労働力不足の現状や課題等について調査・照会を実施
- ・ 8月上旬から下旬にかけて、中小企業等からの声を聞くため、県内の商工会・商工会議所に対して、同様の調査・照会を実施

5 照会結果の概要

(1) 庁内

- ・ 人材確保については、各局で、それぞれ課題を認識しながら取組を進めているが、分野ごとに濃淡がある。
- ・ 若年層の確保や定着、従業員の高齢化はどの産業分野においても課題
- ・ 出産・育児、家族の介護等のライフステージにおいて働き続けることのできる環境の整備も必要
- ・ 生産性の向上については、近年開始した取組が多い。

(2) 商工会・商工会議所

- ・ どの産業分野でも人材が不足しており、地域別にみても特色は大きく異なる。
- ・ 外国人労働者の採用を進めている又は検討しているという企業が増えている。
- ・ 生産性の向上に係る支援事業があっても、目の前の課題（売上減少、物価、人件費高騰）に精一杯であり、目を向ける余裕がない。

6 今後のスケジュール（予定）

令和6年9月 労働力不足の現状と課題等について産業労働常任委員会へ報告

令和7年2月 労働力不足の改善に向けた取組（案）について同委員会へ報告

V 神奈川県立かながわ労働プラザの指定管理者の募集

1 指定管理者の募集について

県では、県民サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度を導入しているが、神奈川県立かながわ労働プラザについては、令和7年度末に指定期間が満了となるため、次期の指定管理者の募集等を行う。

2 施設の目的・概要

(1) 設置目的

産業構造の転換、高齢化、女性の職場進出、外国人労働者問題など労働環境が大きく変化する中で、労働問題は多様化するとともに複雑化・高度化してきた。こうした労働問題に対応するため、県域を対象とする労働行政サービス機関・団体の集積と相互連携による総合的な労働行政サービス提供機能を備えた中核的な施設として「かながわ労働プラザ」を建設した。

(2) 施設概要

所在地	横浜市中区寿町1-4（勤労会館跡地）
構造・規模等	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階地上9階建 敷地面積 2,581.98 m ² 延床面積 13,866.70 m ² 〔指定管理対象部分 5,055.25 m ² 〕 〔多目的ホール、会議室各種、ギャラリー等〕
総工事費	92億5千万円（工事期間 平成5年3月～7年8月）
開所時期	平成7年10月1日
入居機関（県）	かながわ労働センター、障害者雇用促進センター、労働委員会事務局
入居団体	（公財）神奈川県労働福祉協会、神奈川県ホームレス就業支援協議会、神奈川県労働者福祉協議会、神奈川県職業能力開発協会、（公社）神奈川県シルバー人材センター連合会、神奈川県技能士連合会、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部、中央労働災害防止協会関東安全衛生サービスセンター

3 指定管理者制度による施設の管理運営状況の総括

指定管理者制度による管理運営状況の総括を行ったところ、施設の利用状況及び収支状況については、新型コロナウイルス感染症が拡大する中においても、より効果的な利用促進の取組や経費削減の実施ができたことに加え、

その他の面でも適切な管理運営が行われている。

また、地域と連携した魅力ある施設づくりを進めるなど、指定管理者による事業実施の創意工夫を確認することができ、県直営の施設とは異なる手法によるサービスの質の向上について効果が認められ、満足度調査でも高く評価されているなど、指定管理者制度による管理運営は有効であると評価できる。

このため、引き続き指定管理者制度により、施設の管理運営を行う。

〈参考1〉指定管理業務に係る収支状況

(単位:千円、%)

年度	収入 a	支出 b ※1	収支差額 c=a-b	収支差額率 c/a×100
R 3	123,923 (3,769) ※2	130,021	△6,098	△4.9
R 4	131,935 (633) ※2	141,099	△9,164	△6.9
R 5	137,692 (8,527) ※2	141,329	△3,637	△2.6
合 計	393,550 (12,929) ※2	412,449	△18,899	△4.8

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 有・無

(注) 以下に記載する影響額は納付金の免除額及び指定管理料の支払額の合計額。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため一部の期間に新規予約を中止 +6,769 千円 (影響する年度 令和3年度)
- ・キャッシュレス決済導入 +289 千円 (影響する年度 令和4年度)
- ・新型コロナウイルス感染症を理由としたキャンセルに係るキャンセル料等の不徴収 +2,701 千円 (影響する年度 令和4年度)
- ・原油価格高騰に伴う施設維持経費の増 +3,851 千円 (影響する年度 令和4年度 2,463 千円及び令和5年度 1,388 千円)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大による社会情勢の変化に伴う会議室利用料金収入の減 +9,707 千円 (影響する年度 令和5年度)

※1 県に納付金を年額3,000千円納める施設であるが、上記の状況変化により令和3年度から令和5年度は全額免除したため、支出に納付金は含まれない。

※2 指定管理料 (内数)

〈参考2〉県内中小企業者や障害者雇用企業等（障害者雇用企業、障害福祉サービス事業所、在宅就業支援団体など）への優先的な発注

発注先	提案した具体的な優先発注業務	件数 (実績：件)	金額 (実績：千円)
県内中小企業者	無	—	—
障害者雇用企業等	館内清掃業務	3	37,293
	警備業務	3	41,976
	設備保守管理業務及び電話交換業務	3	42,987
	中央監視装置保守点検	3	7,630

4 募集の方法

公募により募集する。

5 指定期間

5年間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）とする。

6 募集単位

神奈川県立かながわ労働プラザとする。

7 選定基準の考え方

(1) 指定管理者に求める能力・内容

- ア 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等
- イ 施設の維持管理
- ウ 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金
- エ 事故防止等安全管理
- オ 地域と連携した魅力ある施設づくり
- カ 人的な能力、執行体制
- キ 財政的な能力
- ク コンプライアンス、社会貢献
- ケ 事故・不祥事への対応、個人情報保護
- コ これまでの実績

(2) 選定基準の作成にあたって重視する視点

ア 施設の維持管理

- ・ 清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務、管理施設の適切な修繕等についての実施方針

イ 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

- ・ 労働者の福祉の増進を図り、文化活動の場を提供するための施設として、より多くの利用を促すための、施設利用者のニーズに応じた取組
- ・ 施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等

(3) 選定基準の配点割合

サービスの向上：55点、管理経費の節減等：20点、団体の業務遂行能力：25点

8 外部評価委員会委員（案）

氏名	性別	職業	分野	本県の指定管理者選定委員の経験の有無 (委員会名)	選定理由
細川 良	男	青山学院大学法学部教授	学識経験者	無	労働法の専門家として労働判例や労働行政に精通しており、本県の労働相談員を務める等、労働行政の実務にも明るい。
新保 謙輔	男	公認会計士 税理士	経理に関する識見を有する者	無	日本公認会計士協会神奈川県会の業務委員会委員長を務めており、経理・税務全般に精通している。

氏名	性別	職業	分野	本県の指定管理者選定委員の経験の有無 (委員会名)	選定理由
横溝 久美	女	弁護士	法務に関する識見を有する者	無	本県の労働委員会委員（公益委員）を令和5年10月から務めるほか過去に中央労働委員会公益委員の経験もあり、労働法をはじめとした法務全般にわたる知識、造詣が深い。
松本 陽子	女	特定社会保険労務士	労務管理に関する識見を有する者	有 (R2年度地球市民かながわプラザ指定管理者外部評価委員会、R4年度伊勢原射撃場指定管理者外部評価委員会)	神奈川県社会保険労務士会横浜南支部副支部長を務めており、労務管理全般に精通している。
中澤 良幸	男	中央労働災害防止協会 関東安全衛生サービスセンター係員	施設利用者代表	無	事業主の自主的な労働災害防止活動の促進を通じて、安全衛生の向上を図ることを目的に、災害防止団体法に基づき、昭和39年に設立された。かながわ労働プラザにおいて事業者向けのセミナーや研修を行っている。

9 今後のスケジュール

- | | | |
|------|-----|--|
| 令和6年 | 9月 | 第3回定例会（前半）に、選定の考え方等を報告 |
| | 11月 | 外部評価委員会において、選定基準（案）について意見聴取を行い、決定 |
| | 12月 | 第3回定例会（後半）に、指定管理者の選定基準及び、利用料金の変更等に伴う「神奈川県立かながわ労働プラザ条例」改正議案の概要を報告 |
| 令和7年 | 2月 | 第1回定例会に「神奈川県立かながわ労働プラザ条例」改正議案を提出 |
| | 4月～ | 指定管理者を募集 |
| | 7月～ | 外部評価委員会等による候補者選定 |
| | 9月 | 第3回定例会（前半）に、指定管理者の指定議案を提出 |
| 令和8年 | 4月 | 指定管理者による管理運営開始 |

VI 神奈川県職業能力開発計画の取組

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、2023（令和 5）年 1 月に「第 11 次神奈川県職業能力開発計画（計画期間：2022（令和 4）年度～2025（令和 7）年度）」を策定し、産業人材の育成に取り組んでいる。

○ 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）（抄）
（都道府県職業能力開発計画等）
第 7 条 都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画（以下「都道府県職業能力開発計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
2～5 （略）

1 第 11 次神奈川県職業能力開発計画で掲げている基本理念と取組の視点

(1) 基本理念

人生 100 歳時代において、若年者、中高年齢者、女性、障がい者に加え、新たな労働の担い手である外国人材など、働く意欲のあるすべての人が、その能力を發揮して生き生きと働くことができるよう、職業能力開発を通じて各人の職業能力を高めるとともに、地域の産業を支える人材を育成し、一人ひとりが輝きながら働くことができる神奈川の実現を目指す。

(2) 取組の視点

本県の職業能力開発を取り巻く環境を踏まえ、次の視点を考慮しながら、職業能力開発施策を総合的かつ計画的に展開する。

また、国の「第 11 次職業能力開発基本計画」を踏まえ、国等と一体的に職業能力開発施策を推進する。

ア 産業構造のサービス経済化や技術革新の進展を見据え、専門人材やデジタル技術を利活用できる人材、また人手不足となっている分野など、産業界や地域のニーズを踏まえた職業訓練を実施することで、これからの神奈川の産業を中長期的に見据えた人材育成を行う。

イ 働く意欲のある多様な人材が自らの能力を高め、能力を有効に發揮できるよう、労働市場の変化に対応した離職者訓練を行うとともに、職業能力開発の機会に恵まれにくい者に対して重点的に支援する。

ウ 人生 100 歳時代における職業人生の長期化、多様化を見据え、県民一人ひとりが主体的にキャリアを形成していくことを支援するため、

キャリアコンサルティングなどを推進する。

エ 持続的な経済成長を続けるため、ものづくり分野などの高度な技能労働者の育成を支援するとともに、若者や女性等幅広い世代に優れた技術・技能に触れる機会の提供等を行い、ものづくりを志す人材を増やす。

オ ICTの普及拡大や働き方改革の取組の進展、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に対応したオンラインによる職業訓練を推進するなど、職業能力開発の環境及び就業支援を充実する。

2 第11次神奈川県職業能力開発計画の施策体系

職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項（施策体系）は以下のとおりである。

実施目標	取組の方向性
I 産業を支える人材育成	(1) IT人材の育成強化
	(2) ITや新たな技術を活用した職業訓練
	(3) 中小企業や産業界が求める人材育成の強化
	(4) 人手不足分野における職業訓練等の実施
II 多様な人材の活躍促進に向けた職業能力開発の推進	(1) 若者の職業能力開発
	(2) 非正規雇用労働者等の職業能力開発
	(3) 女性の職業能力開発
	(4) 障がい者の職業能力開発
	(5) 中高年齢者の職業能力開発
	(6) 外国人材の職業能力開発
	(7) その他特別な支援を必要とする者の職業能力開発
III 職業生活を通じたキャリア形成支援	(1) キャリアコンサルティングの推進
	(2) 在職者のリスキリング ^(注) などの支援
	(3) 学校教育と連携したキャリア教育
IV ものづくり産業の持続的発展と技能の振興	(1) ものづくりの分野等の高度な技能労働者の育成支援
	(2) 技能への関心の向上・技能人材の裾野拡大
V 人材育成支援体制の充実強化	(1) 民間との連携強化
	(2) 多様な主体との連携・協力による人材育成の推進
	(3) 公共職業訓練の充実

(注) 今後新たに発生する業務で必要とされる知識やスキルを習得するための学び直しなど、職業能力を再開発・再教育すること。

3 数値目標及び実績並びに達成率（令和5年度）

実施目標の達成度を測る象徴的な数値目標を設定し、毎年度の評価を行う。

評価に当たっては、5つの実施目標ごとに設定した数値目標について、達成状況を検証していく。

(1) 実施目標Ⅰ 産業を支える人材育成

産業構造の変化や技術革新の進展を見据え、産業振興のために求められる専門人材やデジタル技術を活用できる人材等の戦略的な育成を図る。これに必要な新たなカリキュラムについて検討・開発を行い、総合職業技術校等において、毎年度2コースの訓練を実施することを数値目標とした。

○ 新たに実施する求職者訓練及び在職者訓練のコース数

年 度	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)
目 標 (コース)	2	2	2	2
実 績 (コース)	0 (注)	4		
達成率 (%)	0	200.0		

(注) 2022(令和4)年度は、2021(令和3)年度に新型コロナウイルス感染症の対応のために、新たなカリキュラム開発に係る事業の一部を休止したことに伴い、新たな訓練を実施していない(令和4年度はカリキュラム開発のみ実施)。

(2) 実施目標Ⅱ 多様な人材の活躍促進に向けた職業能力開発の推進

労働市場の変化に対応した離職者訓練を行うとともに、若者や女性、障がい者、中高年齢者、外国人材などの就労を希望する者が生涯を通じて職業能力を發揮して活躍できるように職業能力開発の機会を提供し、就労を支援する。

その成果としての就職率が重要であることから、県立の総合職業技術校等における訓練と、民間教育訓練機関等への委託する訓練における修了者の3か月後の就職率を数値目標とした。

○ 総合職業技術校における修了者の3か月後の就職率

年 度	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)
目 標 (%)	94.0	95.0	95.0	95.0
実 績 (%)	93.2	92.2		
達成率 (%)	99.1	97.1		

○ 民間教育訓練機関等への委託訓練における修了者の3か月後の就職率

年 度	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)
目 標 (%)	72.0	73.0	74.0	75.0
実 績 (%)	77.0	73.9		
達成率 (%)	106.9	101.2		

(3) 実施目標Ⅲ 職業生活を通じたキャリア形成支援

人生 100 歳時代における職業人生の長期化、多様化を見据えた、労働者の主体的なキャリア形成を支援するため、キャリアコンサルティングなどを推進する。また、将来の産業を担う人材として、中・高等学校等の教育訓練機関との連携の更なる強化が重要であるため、総合職業技術校や産業技術短期大学校の施設を活用して実施する「ものづくり体験」の参加者数を数値目標とした。なお、毎年 100 人ずつ増やし、2025（令和 7）年度には、2,200 人とした。

○ ものづくり体験の参加者数

年 度	2022 (令和 4)	2023 (令和 5)	2024 (令和 6)	2025 (令和 7)
目 標 (人)	1,900	2,000	2,100	2,200
実 績 (人)	1,757	1,691		
達成率 (%)	92.5	84.6		

(4) 実施目標Ⅳ ものづくり産業の持続的発展と技能の振興

少子高齢化の進行により若年層の減少が現実のものとなる中、持続的な経済成長を続けるため、ものづくり分野等の高度な技能労働者の育成を支援するとともに、幅広い世代に対して技能への関心を高め、技能人材の裾野拡大を図る。

技能検定試験に係る周知活動を強化することが重要であるため、技能検定（特級・1級～3級、単一等級）受検者の合計数を数値目標とした。

なお、コロナ禍で減少した受検者数を、それ以前の水準に近づけられるよう、2021（令和 3）年度実績の約 1%に当たる 50 人ずつ毎年度増加させることとした。

○ 技能検定の受検者数

年 度	2022 (令和 4)	2023 (令和 5)	2024 (令和 6)	2025 (令和 7)
目 標 (人)	5,500	5,550	5,600	5,650
実 績 (人)	4,911	4,783		
達成率 (%)	89.3	86.2		

(5) 実施目標Ⅴ 人材育成支援体制の充実強化

ICTの普及拡大や働き方改革の取組の進展、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に対応したオンラインによる職業訓練や公共と民間の連携による訓練カリキュラム等の開発を推進する。

また、障がい者の職業能力開発を支援するため、一般職業能力開発施設へ受け入れるなど、職業能力開発の環境及び就業支援を充実させる。

訓練コースの検証・見直しや訓練の質を検証するため、総合職業技術校等の修了後アンケート調査における満足度を数値目標とした。なお、各校で学んだことに対して「満足」、「やや満足」と回答した者の割合（満足度）を毎年度1%ずつ段階的に向上させ、2025（令和7）年度には85.0%とすることとした。

○ 総合職業技術校等の修了生の満足度（平均）

年 度	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)
目 標 (%)	82.0	83.0	84.0	85.0
実 績 (%)	81.5	89.1		
達成率 (%)	99.4	107.3		

4 今後の取組

第11次神奈川県職業能力開発計画に掲げた5つの実施目標について、次年度以降も引き続き、数値目標の達成状況や他の構成事業の進捗状況を把握し、検証を行っていく。

特に、5つの数値指標のうち、2年連続で目標を下回った「総合職業技術校における修了者の3か月後の就職率」、「ものづくり体験の参加者数」及び「技能検定の受検者数」については、神奈川県職業能力開発審議会等において多角的な視点から検証を行い、目標を上回るよう努める。

また、第11次神奈川県職業能力開発計画に位置付けられた、「在職者のリスキリングなどの支援」や「公共職業訓練の充実」等の事業への取組を充実させることにより、企業における労働力不足への対応を進めていく。